

軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金交付要綱

平成 20 年 5 月 30 日 軽米町告示第 46 号 制定
平成 29 年 7 月 5 日 軽米町告示第 58 号 全部改正
平成 31 年 4 月 1 日 軽米町告示第 26 号 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、協働参画のまちづくりを推進するため、豊かで住みよい活力ある地域づくりに行政区、町内会、自治会、企業及び NPO などの団体（以下「町民等」という。）が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して、軽米町協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、軽米町補助金交付規則（昭和 44 年軽米町規則第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付対象となる者は、町内において町民活動を行う町民等とする。ただし、構成員が未成年者の場合は、町民活動に対して責任を負える成人者が参加していることを要件とする。

(交付対象事業)

第 3 条 支援金の交付対象事業は、町民等が町内において行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業とする。

(交付対象経費等)

第 4 条 町長は、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、支援金の交付対象経費は、事業に要する経費から他の補助金及び助成金の財源を控除した経費とする。支援金の交付額は、次のとおりとする。

区分	交付額	対象事業
スタートアップ事業	対象経費の 3 分の 2 以内とし、一事業について 50 万円を限度とする額	活動を開始してからおおむね 3 年以内（事業申請 3 度まで）
ステップアップ事業	対象経費の 2 分の 1 以内とし、一事業について 40 万円を限度とする額	スタートアップ事業の期間終了後、引き続き継続するもののうち社会性が高いと認める事業

2 支援金の対象外経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 事業主体の運営事務経費及び人件費
- (2) 事業主体の構成員による飲食費
- (3) 直接事業に係らない視察等の経費
- (4) その他町長が不相当と認める経費

(審議会の設置)

第 5 条 協働参画のまちづくりを推進するため、軽米町協働参画町づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の事項について審議を行い、必要に応じて審議結果等を町長に報告するものとする。

- (1) 支援金に係る事業内容の審議に関すること。
- (2) 協働参画のまちづくりの推進に係る方策等の検討に関すること。

(3) その他協働参画のまちづくりの推進に関する事。

3 審議会の委員は、10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

(1) 軽米町行政改革推進委員会委員

(2) 学識経験者

(3) 公募による町民

(4) その他町長が必要と認める者

(審議会委員の任期等)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会に委員の互選により、会長 1 人、副会長 1 人を置く。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 審議会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(交付申請)

第 7 条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が定める期限までに支援金交付申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の申請には、申請団体等調書(様式第 1 号の 2)を添付しなければならない。

3 町長は、交付を申請した内容について、前条に定める審議会に意見を求めることができる。

(交付決定)

第 8 条 町長は、審議会の意見等を基に支援の可否及び支援金額を決定し、速やかに申請者に支援金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第 9 条 支援金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない事情により事業の主要な部分を変更又は事業を中止する場合は、速やかに町長に支援金(変更・中止)承認申請書(様式第 3 号)を提出して、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により承認した場合は、支援金(変更・中止)承認通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(事業報告)

第 10 条 支援金の交付を受けた者は、事業完了後 30 日以内又は翌年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日に事業報告書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(交付請求)

第 11 条 支援金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、支援金交付請求書(様式第 6 号)により、支援金を請求するものとする。

(支援の期間)

第 12 条 同一申請者による同一事業に対する支援は、事業区分ごと 3 年を限度として支援する。

(事務局)

第 13 条 この事業に係る事務局は、総務課内に置く。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。